



〇っとあいち・絆プロジェクト 定期報 vol.114

令和7年4月23日発行

令和7年中の特殊詐欺認知状況（3月末暫定値）

認知件数(県)	387件	被害額	約13億6,395万円
---------	------	-----	-------------

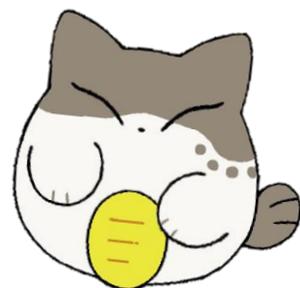
※被害額については、キャッシュカード手渡し型被害による事後引き出し額を含む。千円以下は切り捨て

TOPIC

コンビニ通報制度（CAT）^{キヤット}始動

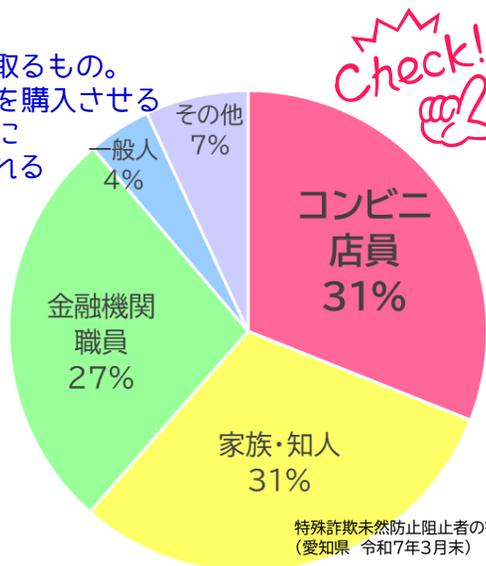
電子マネー何に使うの？

架空料金請求詐欺(※)の多くは、電子マネーの利用権をだまし取る手口です。4月1日から、愛知県コンビニエンスストア防犯対策協議会と連携し、コンビニエンスストアで電子マネーを購入するお客様が一定の基準を超える場合110番通報する制度(通称:CAT)が始動しています。ご協力をお願いします。



※架空料金請求詐欺

未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取るもの。
例) 「サイト料金が未納」と電話やメールがあり、電子マネー等を購入させる
例) パソコン使用中に警告画面が表示され、サポートセンター等に電話をすると、修理や保証名目で電子マネー等の購入を指示される
最近では暗号資産の購入を指示されることも



Check!
👉



コンビニエンスストア関係者の皆様、特殊詐欺被害防止に多大なご協力ありがとうございます。

今月のポイント

電子マネーを買って番号教えて=詐欺

【問合せ】愛知県警察本部 生活安全総務課 情勢分析係 052-951-1611(3025)